

指定管理者制度の導入に伴う県出資法人の廃止

山梨県

○ 取組の概要

指定管理者制度の導入により、公園の管理運営について、利用料金制を導入するとともに民間事業者の指定管理者への委託に切替。それに伴い、それまで管理運営を委託してきた公社を解散。

○ 山梨県の概要



山梨県の概要

県庁所在地

●山梨県甲府市丸の内1-6-1

人口

●880,947人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

〇 取組について

1. 取組の背景

- ・ 企業局の地域振興事業「丘の公園」は、子供から高齢者まですべての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として昭和 61 年に営業を開始し、管理運営を（財）丘の公園管理公社に委託してきた。
- ・ しかし、長引く景気低迷の影響等により、経営は厳しい状況にあったことから、経営の健全化のための様々な取り組みを実施する中、平成 13 年度に設置した民間有識者等による「地域振興事業（丘の公園）検討委員会」から、平成 15 年 3 月「官が主体的に事業継続することには限界があり、（財）丘の公園管理公社は解散し、早期に民営化を図るべき」との提言をいただいた。
- ・ このため、平成 15 年度から経営改革の取り組みを行う中、平成 15 年 6 月に公の施設の管理について、地方自治法の一部が改正されたことから、「丘の公園」の管理については、指定管理者制度及び利用料金制を導入することとし、プロポーザル方式により民間事業者の公募を行い、選定し、指定した指定管理者による営業を平成 16 年 4 月から開始した。
- ・ 指定管理者制度の導入に伴い、（財）丘の公園管理公社は、平成 16 年 3 月 31 日をもって解散した。

2. 取組の具体的内容

〈指定管理者制度の導入〉

- ・ 「地域振興事業（丘の公園）検討委員会」の検討状況や最終報告を踏まえて、地域振興事業のあり方、経営（運営）主体、民間活力の導入などについて検討を行う中、公の施設の管理について、地方自治法の一部が改正されたことから、丘の公園の管理については、平成 16 年度から指定管理者制度を導入するとともに、利用料金制により実施することとなった。

（指定管理者制度導入の経緯）

- ・ 検討委員会の知事への最終報告(H15.3.19)
- ・ 公の施設の管理について地方自治法の一部改正（H15.6）
- ・ 指定管理者制度導入のための条例整備(H15.9 県議会)
- ・ 指定管理者の募集（H15.10.10～11.7）
- ・ 指定管理者指定の議決（H15.11 県議会）
- ・ 指定管理者の指定（H15.12.12）
- ・ 指定管理者と協定の締結（H16.2.25）
- ・ 指定管理者による管理開始（H16.4～）



丘の公園清里ゴルフコース

〈(財) 丘の公園管理公社の解散〉

- ・ (財) 丘の公園管理公社は、企業局の委託を受けて、丘の公園の管理運営を行うことを目的に設立されたが、指定管理者制度の導入に伴い、企業局からの業務が受託できなくなることから公社の設置目的が達成できなくなるため、平成 16 年 3 月 31 日をもって解散した。
- ・ (財) 丘の公園管理公社の正規職員 45 名については、公社の解散に伴い「整理解雇」したことから、退職割増金を支給し、指定管理者や県非常勤職員としての再就職の斡旋や企業局技術員としての採用を行うとともに、民間の再就職支援会社に委託して再就職支援を行った。

(公社解散の経緯)

- ・ 公社理事会に対する経営改革の説明等 (H15.8.11)
- ・ 公社職員及び労働組合に対する解散に伴う対応 (H15.9 ~)
- ・ 公社理事会における退職金支給規程等の改正 (H15.11.5)
- ・ 公社理事会による公社の解散の議決 (H15.12.24)
- ・ 再就職支援会社による再就職支援の開始 (H16.2.27 ~)
- ・ 公社の解散に係る知事の承認 (H16.3.2)
- ・ (財) 丘の公園管理公社の解散 (H16.3.31)



まきばレストラン



アクアリゾート清里

3. 取組にかかる事業費

〈指定管理者制度の導入〉

- ・ 指定管理者選定に係る審査委員会の経費 (1,065 千円)
- ・ 丘の公園の施設修繕の経費 (10,100 千円)

(指定管理者の管理開始前 (平成 16 年 2 ~ 3 月) に指定管理者からの意見・要望を聞く中で企業局が実施。現在は、協定書により企業局と指定管理者の修繕等の負担区分を規定)

〈(財) 丘の公園管理公社の解散〉

- ・ 公社の正規職員 (45 名) の退職割増金補助金 (172,157 千円)
- ・ 再就職支援措置の経費に係る補助金 (5,121 千円)

※ 平成 16 年度の指定管理者制度導入後は、利用料金制*の採用により、指定管理者への委託費等の支出はない。

※ 利用料金制：条例で各施設の利用料金の上限を定め、指定管理者は、公営企業管理者の承認を受けて、その額の範囲内で利用料金を設定。利用者からの利用料金収入はすべて指定管理者の収入となる。

4. 取組の体制

- ・ 企業局と指定管理者は、丘の公園の管理業務について「丘の公園の管理に関する協定書」を締結しており、この協定書に基づき、指定管理者から、丘の公園の利用状況や運営状況について報告を求め、企業局は、地域の振興と県民福祉の増進を図るため、指定管理者に対して丘の公園の管理について必要な指示等を行っていく。
- ・ (財) 丘の公園管理公社の正規職員(45名)の再就職については、職員の希望を聞く中で、企業局と公社が、再就職の斡旋や再就職支援会社に委託して「再就職支援サービス」を行った。

(再就職等の状況)

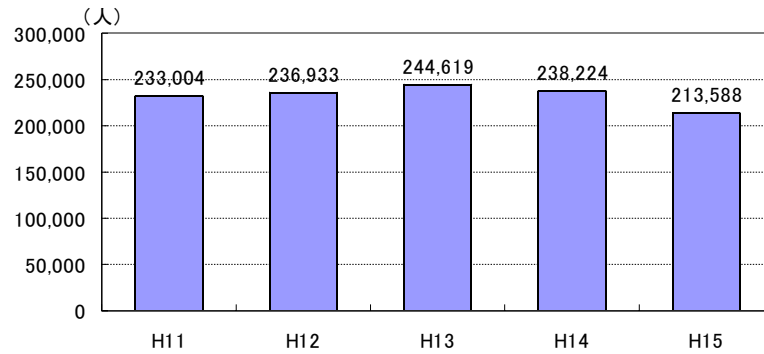
- ・ 指定管理者雇用 15名
- ・ 企業局技術員 3名
- ・ 県非常勤職員 2名
- ・ その他民間会社 10名
- ・ 自己開拓等 4名
- ・ 再就職支援会社の再就職支援サービス 11名
(再就職支援を希望した職員のうち、平成17年1月末現在10名の職員が再就職し、1名については再就職のための職業訓練を受けている。)

5. 取組の成果

(1) メリット

- ・ 利用料金制を併せて採用したことにより、「丘の公園」を経営する企業局は、平成16年度から現金ベースで黒字となる。(損益勘定留保資金の中から、毎年度5千万円程度を借入金返済に充てることが可能となった)
※平成15年度の企業局の地域振興事業会計の決算書では、「委託費」が約632,887千円であり、これは、従来管理を委託していた(財)丘の公園管理公社への委託料が大半を占めていた。なお、利用料金収入は企業局の収入としていた。
- ・ 指定管理者の計画によれば、5年後に、約26%の利用者増が見込まれる。

「丘の公園」における利用者数の推移（全施設計）



(2)削減効果

- ・ 電気事業会計からの長期借入金（約 53 億円）の償還を平成 16 年度から開始し、平成 25 年度までには、残高を 10 % 縮減する（毎年度 5,500 万円程度償還の見込み）。

6. 今後の課題

- ・ 指定管理者と協定を締結し、大枠として「増改築、大規模修繕等の負担区分※」を決めているが、実際には、判断の難しいケースが想定され、その都度指定管理者との協議が必要になると考えられる。

※ 躯体、基礎軸組など「構造耐力上主要な部分」の修繕が必要になった場合には企業局の負担で修繕し、その他の修繕や増築などは指定管理者の負担で行う。また、構築物や機械装置は、取替や改修の必要が認められた場合、その改修等が、帳簿原価または数量等の 50 % 以上のときは企業局が負担し、それ以外は、指定管理者が負担する。